

「府中市地域防災計画」(案)に対するパブリック・コメント手続の実施結果について

1 意見の提出期間 : 平成25年11月25日(月)から12月24日(火)まで

2 意見の件数等 :

意見件数	提出者数 (のべ人数)	意見の提出方法別人数(のべ人数)				
		電子メール	ファックス	郵送	意見投函箱	窓口
64件	6名	2名	3名	0名	1名	0名

3 意見の概要及び意見に対する市の考え方

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
1	第1部第3章 府中市の現状と 被害想定	特に問題となる大災害時の状況と対応についての記述(説明)に具体性・臨場感・切迫感が不足しています。(大変な事態になることを住民全体が認識しなければなりません。もちろん過度に恐怖感を煽つてはなりません。)	ご指摘のとおり、具体的に災害時における状況をご説明し、イメージを持っていただくことは、市民がより有効な災害対策を講じるうえで必要な、行政の責務であると考えます。今後、防災知識講座等の機会を捉え、第1部第3章に記載している被害想定について、より具体的な表現で市民の方へ周知してまいります。
2	第1部第3章 府中市の現状と 被害想定	想定震度、想定被害(死者数、負傷者数、建造物破損件数)などの数字が非現実的に細かすぎます。震度など、小数点以下一桁の精度で想定できません。7.2ではなく7.2±0.2が妥当と考えます。死者数は10人、負傷者は100人、破損建造物も100箇所程度の精度でしか予測できません。(これらの推定値は中央官庁・都の資料に準拠したものでしょうが、現実離れた細かな推定値は現実感に欠け適当ではないと思います。)	広域連携を念頭におき、「東京都地域防災計画」に準ずる形で「府中市地域防災計画」は策定いたします。そのため、各数値については、府中市独自のものではなく、都公表のものを準用しております。ご指摘の内容を踏まえ、防災知識講座等における説明時においては、より現実的な表現を用いていきます。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
3	第1部第3章 府中市の現状と 被害想定	これまで、立川断層については、府中市西部に断層面が想定される、と防災ハンドブックでは図示されてきました。地震は震源が10～20kmは浅いと言われているようですが、立川断層が東側に断層面が伸びており、その角度が45度程度だとすれば、立川断層が動いたときは、府中市全域が直下型の激しい地震に襲われることになります。いわゆる東京北部地震や東海地震のことも考慮に入れるべきですが、市独自の対応を必要とする記載をもっと増やしていただきたいと思ひます。	地震の被害は広域にわたるため、災害対策においては、各自治体統一の方針に基づいた広域連携体制の構築が重要であると思ひます。 しかしながら、大規模な集客施設の存在、多くの大企業、駅施設が立地している点など、府中市には他自治体と異なる特性がございます。そのため、ご指摘のとおり、この地域特性に応じた市独自の対応を検討することも重要です。「府中市地域防災計画」第2部第2章で方針を定めており、市民・行政・事業所等で連携し、このような府中市の地域特性を踏まえ、防災対策を充実させてまいりたいと思ひます。
4	第1部第3章 府中市の現状と 被害想定	東京都が公表している震災での危険度マップを見ると、府中駅南側と北山町が対象になっているようです。両方とも今後数年後(10数年後?)には、A地区の再開発や東八道路の延伸によって、それなりの改善が期待される部分でもあります。 市全体としての活動でよくなることは、積極的に記述することがいいと思ひます。	ご指摘のとおり、市民に災害時の具体的なイメージをもつていただくことも重要ですが、対策の遂行により改善された点についても周知し、より安心感をもつていただくことも、平常時における市民生活に資する大切な行政の責務です。この点については、防災知識講座等の機会を捉え、府中市の現状をご説明する際に触れていきたいと思ひます。
5	第1部第3章 府中市の現状と 被害想定	報道によれば 中央防災会議の作業部会が首都直下地震想定の見直しを行ったとのこと。立川断層地震についても言及されています。府中新計画への反映はさらに次年度になるかもしれませんが、多少の追加的記述が望まれます。	「府中市地域防災計画」では、広域連携を趣旨として「東京都地域防災計画」に準じた体制を記載しております。そのため、ご指摘の中央防災会議が公表した被害想定への反映につきましては、この東京都の動向との整合性を図りつつ、情報の適切な反映に努めてまいります。
6	第1部第4章 被害軽減と再生 に向けた目標 (減災目標)	食糧等備蓄は3日と書かれていますが、これはこれからの準備計画ですか、それともすでに備蓄した量ですか？	ご指摘の部分の記載は、帰宅困難者対策としての、各事業所における食料等備蓄についてのもものとなります。そのため、すでに適切な備蓄量を確保している事業所もあるかと思ひますが、条例において備蓄は事業所の努力義務とされているため、まだ備蓄できていない事業所については、都と連携し、適切な備蓄量を確保するよう働きかけていきたいと思ひます。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
7	第2部第1章 基本的責務と役割	災害時における自助・共助の重要性の指摘は当然です。その重要性を理解するために、公助の現実的な限界(消防隊、レスキュー隊の総数など)を記載する必要があります。多くの市民は緊急時にどれだけの公助が可能なのかが具体的に理解していません。	ご指摘のとおり、「公助」の限界について市民の方にご認識いただくことが、現実的な災害対策を実施していくうえで必要であると考えます。このことについては、資料編において消防署員、消防団員、保有車両数等の記載をしております。今後の対応として、防災知識講座等の機会を捉え、なぜ「自助」「共助」による対策が重要なのか、「公助」の限界を一つの理由として、市民の方に周知してまいります。
8	第2部第2章 市民と地域の防災力向上	訓練やグッズ(防災用品)の用意も大切なことですが、「必ず地震は来ます…」の前提に起ってパニック状態でなく、知的、現実的に一人一人が考えますように啓蒙運動が大切と痛感します。	「府中市地域防災計画」では、「市民」「自主防災組織、自治会、事業所等」「市・防災関係機関」の3者が連携する「自助・共助・公助」を基本理念とし、「市民」が主体的に防災活動に参加し、各機関と協働して防災力の向上を推進していくこととしています。そのため、この防災活動の主体である「市民」一人一人が、冷静に災害に対応していただけるよう、防災知識講座等の機会を捉え、幅広い防災知識の周知に努めてまいりたいと考えております。
9	第2部第2章 市民と地域の防災力向上	共助・自助に関連しますが、ボランティア・自主団体等による避難誘導等で不幸にも結果的に被害が生じた場合(東北大震災ではそのような事態が起こりました)の責任についてはどのように考えられますか？今後の課題の一つだと思えます。適切な自助・共助のためには 正確な災害情報の提供が必要です。情報が不正確だと風聞・風評に惑わされパニックに落ちいり適切な行動がとれません。	正しい情報に基づき冷静に行動することが、災害時の被害軽減につながります。そのため市は、第2部第6章に記載している手段を活用し、市民や関係機関へ適切な情報を提供することで、地域の安全を守ってまいりたいと考えます。なお、ボランティア・自主団体等による避難誘導により、結果的に被害が生じた場合の責任については、警察・消防等との連携によりその安全度を高めることで、そのような事態に陥らないよう対策を講じることは当然ですが、万が一の場合は、場面ごとの状況検証により責任の所在を明らかにし、その後の防災対策への反省として対応していくものと考えます。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
10	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	震災に関連して「通電火災」(地震後の送電復旧時におけるスイッチオフされていない電気器具からの発火)の危険も指摘されております。これについての対処・住民への警告も必要と存じます。	阪神淡路大震災においては、火災により多くの被害が生じました。その際の主な原因としても挙げられる「通電火災」については、各家庭での対策が重要であり、市として周知していくことは災害時の被害を軽減するためには重要な取り組みであると認識しています。 今後、防災知識講座等の機会を捉え、引き続き情報提供してまいります。
11	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	要援護者対策は、本人、家族のみならず、支援者の存在、連携が必要であるが、「東京都防災隣組活動事例」等の先端的な取組を学ぶ学習会等を行うのは、地域の取り組みを深める事に繋がると思うが、市が主催、又は市民に呼びかけをしていくのはいかがだろうか？	東京都が平成25年4月に編集・発行した資料を活用し、現在、防災担当部署の窓口において「東京都防災隣組活動事例」をご紹介しております。学習会については、他の関係機関、市の事業の場を活用するなどし、より幅広い情報の提供に努めてまいりたいと考えます。
12	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	発災後のボランティア活動を「府中市ボランティアセンター」を社会福祉協議会が設置し執り行うとなっているが、ボランティア活動にはセンターが被災状況、地域毎の状況、市民の状況等把握すべき情報が膨大にあり、その収集・整理の上でボランティアのコーディネートとなるが、どのように行っていくのか？ また、216ページにある「避難所におけるボランティア活動環境の整備」とは、何を示すのか？この表現では、被災者がボランティアのために環境整備をするように受け取られ、本末転倒のように感じる。被災地ボランティアは基本的に衣食住・保険は本人の責任である。計画に示すならば、「避難所の課題に対するボランティア活動のコーディネート」ではないか？	「府中市地域防災計画」では、総合的な防災対策の方針を示しております。ご指摘の点につきましては、今後の社会福祉協議会との連携を図りつつ、マニュアル等の整備を進める過程で精査してまいりたいと考えます。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
13	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	外国人に対する支援に関して、府中市の対策は全く見えない。府中市内には様々な国からの方々が居住している。言語、習慣は多用であり、多言語を取り扱う東京外語大学の言語ボランティアは有益と思われるが、それを支える地域の市民も必要である。大学と地域、市の連携をどのように組み立てていくのか？	災害時における外国人は、情報の提供が適切になされた場合は、地域の貴重なマンパワーとなることは、過去の震災等から明らかになっているところです。そのため現在、本市といたしましては、国立大学法人東京外国語大学様との平常時から連携を活用し、災害時における適切な対応について研究を進めているところです。 今後につきましては、この連携を強化するとともに、市民ボランティアの協力体制を精査していくことで、府中市地域内における外国人に対する支援を充実させてまいりたいと思います。
14	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	また、東京外語大学の外国人学生は日本語が流暢であるが、東京農工大学に在学の外国人学生は日本語が堪能でない者が多い。家族で府中市内に暮らす外国人学生も多いことから、学内での防災の取り組み、市内イの情報提供を積極的にしていくべきではないか。	国立大学法人東京外国語大学様、東京農工大学様とは、平常時より様々な分野で連携させていただいており、在籍されている外国人学生との交流についても、今後より密にしていきたいこと、地域の活性化にもつながり有益であると認識しております。 災害時における活動については、このような平常時からの交流が、より効果的な防災対策となるものであるため、引き続き、連携の強化を図ってまいりたいと考えます。
15	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	府中市内の通訳ボランティアの登録も進めるべきではないか。その際には府中市の防災の取り組み等の研修も必要となるが、何が考えられるか 外国人の場合、宗教上の制約も多いが、どのように対応していくのか方針はあるのか？	国立大学法人東京外国語大学様との連携により、外国人への情報提供とともに、通訳ボランティアとして活躍いただける方への府中市の防災の取り組みのご説明について、検討を進めてまいりたいと思います。
16	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	地域防災スクール事業とは何か？実際に使える防災の教育、体験をするものなのか？	地域防災スクール事業とは、「小中学校の生徒、児童を対象に総合学習や特別活動などの時間を活用し、消防職団員等を指導者として、防災講座や防災訓練などを実施する」として、「府中市地域防災計画」では記載していません。避難訓練から初期消火訓練等を通じ、将来を見据えた防災の担い手である小中学校の生徒、児童が、防災に関する知識の習得を目指すものです。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
17	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	中学校区くらいを一纏めにし、防災の横の連携を作っていくのは？其の際、中学校の生徒への防災、発災時の支援の教育をしていくのはどうだろうか？	府中市では、自主防災組織活動の活性化を、地域の防災力向上の一つの手段として考えております。行政との連携・協力を図る役割が、この自主防災組織にはあるため、この連携・協力の中で、いただいたご意見についても検討してまいりたいと考えます。
18	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	消火栓・スタンドパイプ・ポンプ等は市民が活用できる現状なのか？新たな計画を進める中で、どのように進めていくのか？自主防災が主体となるのか？	災害時の初期消火は、被害の拡大を防ぐために重要であり、市民の方々との協働による対策が必要であると認識しています。しかしながら、初期消火活動においては、予期せぬ事故や怪我の危険があるため、定期的な訓練を積み、十分な準備をしておくことが重要です。そのため府中市では、自治会や各自主防災組織が希望する場合は、各実施団体で公園や道路等の使用許可を得るなど所要の申請をしていただくことで、スタンドパイプを使用した消火訓練を実施していただける環境を整えております。
19	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	自主防災グループの位置づけ、構成は？	自主防災組織は、日常生活に密着した地域の協同組織で、地域の人々の意志により自発的に結成され、組織化を図るものと位置付けており、その構成については、地域の実情により様々です。各自主防災組織の横の連携につきましては、「自主防災組織連絡会議」の開催により図ります。
20	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	備蓄は東日本大震災の教訓を生かし、真につかえるものを検討して欲しい。(例：乳児用の紙パック入りミルク等)	備蓄品は、災害時の市民生活を支えるために準備するものであるため、より生活の実態を把握したうえで選定を行う必要があります。現在も十分に検討を重ね選定を行っているところではございますが、過去の震災等の教訓を再度検討し、引き続き適切な備蓄に努めてまいりたいと思います。
21	第2部第2章 市民と地域の防 災力向上	災害時の避難等、市民には浸透しているとは言えない。水の供給もしかりである。より一層の広報を望む。発災後、支援物資、水等は避難所に来るが、在宅の被災者の対策を発災前に十分に周知させておかないと、真物資は避難所のものとの誤解からトラブルが生じる。事前の徹底を！	現在、ご要望をいただき定期的に開催している防災知識講座等の機会を捉え、市の防災に係る取り組みについて、市の職員により直接市民の方へご周知させていただいているところです。今後も、「府中市地域防災計画」のご説明も含め、より効果的な広報を検討してまいります。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
22	第2部第3章 安全なまちづくり の実現	オープンスペースの確保が述べられていますが、これは 図面上の数値でしょうか？実際に現場で確認された収容 可能面積の数値でしょうか？	関連する資料における公園緑地の面積は、図面上の数値で す。合計数値であり、公園や緑地ごとに算出していないことか ら、比較的小規模なスペースも含まれますが、地域住民の判 断により、「地域避難場所」としての活用も考えられます。
23	第2部第3章 安全なまちづくり の実現	高圧ガス、液化ガス、火薬等の府中市における現状(所 在地、存在量)の記載に留まらず、想定される(潜在的) 危険性および危険災害対応管理体制の実体についての 具体的な認識・記述が必要です。	危険物については、震災時も想定し、事業所等により適正に 管理されているものと認識しております。市といたしましては、 消防等、関係機関との連携により、引き続き適切な情報把握 に努めてまいります。
24	第2部第3章 安全なまちづくり の実現	毒物、劇薬、有害化学物、放射性物質の現状(所在地、 存在量、災害対応管理状況)と想定される危険性の具体 的記述が望めます。特に東海大地震地震時の原子力 発電所(東京の風上にある静岡県内にある)の事故時の 想定と対策は記載されていません。必要だと思えます。	第2部第11章及び第13章の記載により対応することといたしま すが、より具体的な対応等については、東京都との連携等、 広域での対応を検討してまいります。
25	第2部第3章 安全なまちづくり の実現	被害の想定 of 具体的な説明が望めます。	施設及び車両における被害については、状況によりその被害 の規模が異なるため具体的な想定は困難であると考えます が、危険物については、震災時も想定し、事業所等により適 正に管理されているものと認識しております。
26	第2部第4章 安全な交通ネッ トワーク及びライ フライン等の確 保	脆弱性のある箇所 of 具体的な記述が望めます。	脆弱であると判断できる箇所について、市独自で調査を行い 確認することは困難ではありますが、平常時からの関係機関 との密な連携により、災害時における被害軽減につながる情 報の把握に努めてまいります。
27	第2部第5章 初動対応体制の 整備と事業継続 体制の確保	災害時初期対応のための管理者・担当者の非常時参集 体制が記されておりますが、現実に各部所でどれだけの 常時24時間勤務体制がとられているのでしょうか？市民 として知りたい情報です。	防災担当部署の職員は、当番制で常時24時間、災害対応に 係る情報連絡体制をとっており、火災や気象警報に対し、迅 速な初動対応をとることとしております。その他職員について は、職務時間外においても緊急性が高い事案に対応できるよ う、市夜間警備室を窓口として備えております。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
28	第2部第5章 初動対応体制の 整備と事業継続 体制の確保	2011年の東日本大震災時には、大規模な停電により大きな混乱があったが、停電した場合の各施設の対策は？計画(案)にはコジェネレーションの記述しかない。	災害対策本部が設置される「府中市中央防災センター」は、すでに自家発電装置の設置により東日本大震災においても大きな影響を受けずに災害対応にあたることができました。今後につきましては、府中市における被害想定等を踏まえ、市の事業継続の観点からも、適切な環境の整備に努めてまいります。
29	第2部第5章 初動対応体制の 整備と事業継続 体制の確保	市民の様々な情報が市庁舎が被災することにより失われぬためのバックアップシステムは？	市民の様々な情報については、市民との信頼関係に基づき管理している情報であるため、その保護について万全を期すことは市の重要な責務です。この保護については、平常時はもちろんのこと、災害等予期せぬ事態においても適切に管理するよう、遠隔地へのデータセンター設置等、他市との応援協定等を活用し、情報の保護に努めてまいります。
30	第2部第6章 情報通信の確保	防災無線は情報提供に有効であるが、震度6程度の揺れでは倒れないか。老朽化したものはないか。音がどのように広がるか等の調査、検査は現在行われているのか？停電の場合はどのようにするのか？	年に1度の保守点検を実施しており、平常時からご指摘の点については確認を実施しているところです。なお停電につきましても、各機器にバッテリーを内蔵し対応しています。
31	第2部第6章 情報通信の確保	FM放送は地域の情報伝達には有効であるが、府中市でFM局の設置は？	災害時における情報伝達は、様々な手段を用意し多重化を図ることで、より幅広く市民に情報をお伝えできるものです。FM放送は、被災地等で有効に活用された手段の一つであるため、今後その有用性について検討してまいります。
32	第2部第7章 医療救護等の対 策	市の考えている方策は大賛成です。そこにもうひとつ人間の心理、精神構造の面から専門家を参加して頂いてはどうでしょうか。	PTSD(外傷後ストレス障害)等、被災者が、災害を経験したことにより心理的な障害を患う事例については、過去の震災の経験から明らかになっているところです。そのため「府中市地域防災計画」では、「こころのケア」の項目を設け、メンタルヘルスケアについて方針を示しました。これに基づき、今後の体制整備に努めてまいります。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
33	第2部第7章 医療救護等の対策	<p>震災後の遺体の早期発見の一考察について提案します。</p> <p>本人の希望を前提に体にレーダーチップを埋め込む、一円銀貨、50円コイン位の発信器を希望者は購入する、認識番号を希望する人は持つ(発信器付)、カーナビと同じ形式で衛星と結び付いて居場所を追求する(雨、風、泥、塩、他破壊されない)、イルカやライオンの首輪でレーダー追跡と同じ考え(基本的には)、3年~5年で更新する</p> <p>上記の機器を日本の技術力で持ち合わせれば、川や海に流されても埋まれても、バラバラになっても、まずは本人がどこに居るかわかりますと考えました。何百km、何千kmと流されても、衛星でキャッチできれば問題解決(早期発見)できるのでは。この一点で考えました叩き台にして頂ければ幸いです。</p>	<p>報道等にもあるとおり、多くの時間が経った今でも、東日本大震災における行方不明の方の捜索は続いております。この捜索を早期に完了するための対策は、今後の技術革新等の中で改善されていくものと思われませんが、まだ現実的かつ有効な対策は開発されていないのが現状です。</p> <p>府中市といたしましては、国や東京都等と連携し、ご提案の内容も含め、有効な対策について研究を進めてまいりたいと思います。</p>
34	第2部第7章 医療救護等の対策	<p>緊急医療体制が記されていますが、現実に処置対応可能な人数は何人と想定されているのでしょうか？医薬品等のストック量は具体的には何人分、何日分でしょうか？成人病・慢性疾患の人は、日常 各個人でどれほどの余裕をもって薬品を保持しておくべきかの勧告も有用(必要)です。</p>	<p>府中市の医療救護体制は、府中市医師会等との連携により確保しております。処置対応可能な人数及び医薬品等のストック量、市民による備蓄の推奨については、現在、その連携の中で詳細をつめている段階です。内容が固まり次第、市民への情報提供等、適切に対応してまいりたいと思います。</p>
35	第2部第8章 帰宅困難者対策	<p>帰宅困難者の誘導・指示はどの組織のどなたがされるのでしょうか？自己責任でしょうか？</p>	<p>東京都が制定した「東京都帰宅困難者対策条例」に基づき、市、消防、警察、鉄道事業者等との連携により、帰宅困難者対策は総合的に推進しております。</p> <p>一時滞在施設の利用については、鉄道事業者や施設管理者の協力を得ながら、市が中心となり誘導・指示を実施していくことを想定しています。</p>

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
36	第2部第9章 避難者対策	多くの市民が(私が)パニック状態の中で何としても三日間位は自立で(生き抜く...)生命の確保や避難、という方法は今の社会状況の中で、こうなりますよ、こんな感じですか、こうしないと、こういう心付もりがないと困りますよ、避難所ではこういう生活ですよ、(食、トイレ、風呂、防寒、当番、役割、指示者、公平、衛生、...)のマニュアルがあった方が想像でき易いのではないのでしょうか。予算があればアニメ化等の検討をお願いします。	「府中市地域防災計画」は、総合的な防災対策の方針を示すものです。今後、この方針をより分かりやすく市民の皆様へご周知させていただくため、「防災ハンドブック」など、具体的な対応をイメージしていただきやすい資料の作成を予定しております。 特にご指摘の避難所生活については、市民生活に密接にかかわる事項であるため、過去の震災時における事例の紹介など、具体的な情報をご提供させていただきたいと考えております。 なおアニメ化については、市単独での作成は困難であるため、すでに公的機関等で作成済の防災ビデオ等を活用し、防災知識の周知に努めてまいります。
37	第2部第9章 避難者対策	避難所の実際の収容可能人数は資料編に書かれておりますが、避難する人のアレンジはどのようになされるのでしょうか(避難所が満杯になった時の処理など)想定されている避難所の安全性は現実的に充分検討されているのでしょうか？ 各避難所の位置は市民に十分に周知されているのでしょうか？明瞭な表札の掲示が必要です。夜間の非常誘導灯も望まれます。 各避難所は深夜・未明でも確実に開門・解放される責任体制がとられているのでしょうか？学校等の避難所は学童・生徒の安全確保の使命と重複しないのでしょうか？	避難所への避難者の収容については、実際の被災状況に応じ、災害対策本部における判断で市職員等により誘導させていただきます。また避難所の安全性につきましては、施設の耐震化により確保されているものと考えます。位置の周知については、市作成のハザードマップの全戸配付、防災知識講座における情報提供など、多くの機会を活用して周知しているところです。 なお学校施設を活用する「一次避難所」については、「避難所管理運営マニュアル」を各施設において作成し、管理運営体制を整備していきます。その中で、市職員(指定された初動班)による施設開放、児童・生徒の安全確保について、整合を図ってまいります。
38	第2部第9章 避難者対策	計画全体を見通して感じるのは、市内の倒壊家屋・火事・人身への等被害想定が示されているが、発災時の人の導線が検討されているのかどうか不明である。避難行動は被災状況・地理的条件・道路状況等により左右されると考えられるが資料中に示されている避難場所の町区割りでは、実際に安全に避難できるかどうか検討が必要ではないか？ また実際的な避難経路、避難行動の想定には地位の力が肝要と考えるが、どの様に組み立てていくのか？	避難行動は、その経路の選定も含め、原則市民の自主的な判断に基づくものと考えておりますが、大規模な火災が発生した場合などにおいては、その安全の確保を図るため、市及び警察・消防等の誘導に基づき避難することといたします。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
39	第2部第9章 避難者対策	地域防災計画の中でも、市民に関心の高いのは「避難場所」「避難所」であるが、「一時避難場所」「広域避難場所」「一次避難所」「二次避難所」「福祉避難所」等の言葉使いがわかりにくい。改善の余地は無いだろうか。	「府中市地域防災計画」修正にあたり、以前から同様のご指摘があったため、国や東京都との整合を図り、第2部第9章のとおり表現を修正いたしました。 なお、各自治体が異なる名称を用いることは、新規転入者や一時的な滞在者の避難行動へ混乱を生じてしまう恐れがあるため、原則本市は、法令等、全国一律で用いられている表現と大きな相違がないようにいたしました。
40	第2部第9章 避難者対策	他市において、避難場所、避難所に掲示するだけでなく、避難場所、避難所への経路を示す大きな看板が街中に掲示されているのを見るが、府中市において市民に解りやすい避難場所・避難所・避難経路を示す表示を街中に掲示する事は考えられるか？	避難行動は、その経路の選定も含め、原則市民の自主的な判断に基づくものと考えておりますが、大規模な火災が発生した場合などにおいては、その安全の確保を図るため、市及び警察・消防等の誘導に基づき避難することといたします。 市作成のハザードマップの全戸配付、防災知識講座における情報提供など、多くの機会を活用した周知により、市民が円滑に避難できるよう努めてまいります。
41	第2部第9章 避難者対策	府中市内には、サントリー、東芝、トヨタ、明治大学等のスポーツ練習用施設が点在しているが、これらの施設を緊急時に開放するよう、各企業に呼びかけを行っていく事はないのか？	サントリー株式会社様、株式会社東芝様との連携については、飲料水の供給や広域避難場所の提供といった協力を得る趣旨の協定を、すでに締結しております。 また、トヨタ自動車株式会社様とも、災害時における施設利用について協議中であり、府中市の防災体制へご協力をいただいているところです。 今後その他団体様との連携も検討し、市の防災力向上に努めてまいります。
42	第2部第9章 避難者対策	府中市立学校、都立学校、国立、独立行政法人立で避難場所、避難所と扱いが違うが、敷地、施設の広さ、設備を考慮に入れ、所管の区別なく、より市民に役立つように市全域を見渡し組み立てることはできないか？	身の安全を守るための「避難場所」、家屋の倒壊により生活場所を失った方を受け入れる「避難所」については、時系列でその活用を整理することが必要であると考えます。今後の市民周知の過程で、そのご理解を深めていただけるよう努めてまいります。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
43	第2部第9章 避難者対策	東京都地域防災計画の中、都立武蔵野森公園は大規模救出救助活動拠点と定められてい。東京都の計画の広域支援・広報支援と府中市の計画の整合性は？また、市民への周知は？	市による広域避難場所としての活用と、都が想定する大規模救出救助活動拠点としての活用は、その活用する時系列が異なっており、整合はとれているものと考えます。 なお広域避難場所の活用については、第2部第9章において方針を示しており、「府中市地域防災計画」の周知、防災知識講座の開催等の機会を捉え、引き続き市民のご理解を深めていただくことといたします。
44	第2部第9章 避難者対策	「災害時における老人福祉施設等の使用に関する協定」が資料中にあるが、障害者福祉施設はどのようになっているのか。この計画(案)には障害者に関する記述が無いが、どのような方針を持っているのか？	小中学校等、「一次避難所」での生活に支障があり、さらに医療や介護等必要なサービスを必要とする災害時要援護者等を一時的に受入れ保護するため、市は「福祉避難所」を活用いたします。 場所の確保については、福祉施設等との協定締結によるものとしており、現在、高齢者施設とは済んでいるところです。しかしながら、ご指摘のとおり、障害者福祉施設との協定締結はこれからとなりますので、早急に着手し、障害をお持ちの方に対する体制を整備いたします。 なお障害をお持ちの方に関しては、「災害時要援護者」として、高齢の方も含めた表現で記述しております。
45	第2部第9章 避難者対策	2011年東日本大震災時、府中市内小学校のほとんどは、集団下校という無責任極まる方法によって、児童を下校させた。余震が続く中、下校した子供達の心境はいかばかりであったろうか、未だに憤りを感じる。毎年9月1日に各小学校では引き取り訓練が実施されているが、何も生かされなかった。 幸いにも児童にけが等は無かったが、これをどのように評価し見直し、「学校危機管理マニュアル」等に生かされ、児童の命が守られるか、また、地域の協力無しには、児童の保護は行えない。地域との協力をいかに進めるのか？	「府中市地域防災計画」においては、「避難所管理運営マニュアル」に基づき、学校・行政・地域の連携により、避難所となる各施設の管理運営体制を整備することとしておりますが、同マニュアルで、「学校は、児童・生徒在校時には、その保護・引取対応を最優先事項とする。」という基本方針を規定しております。 そのため、ご指摘の対策については、このマニュアル策定の過程で精査を進め、より地域の実情に応じた体制を構築していくことといたします。
46	第2部第9章 避難者対策	避難所としての学校施設の資料を見ると、避難者人数が一様であるが各学校の状況により、現実には差異がある筈である。若松小学校等学校の敷地、校舎が狭く住宅密集地にあるケース等、検討が必要だと考えるが？	避難所への避難者の収容については、災害対策本部が、実際の被災状況や各避難所の施設、地域性により、災害状況を総合的に判断し決定いたします。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
47	第2部第10章 水・食料・生活必需品の確保	各種物品の3日分の確保はこれから準備されるのですか？それともすでに備蓄されているのでしょうか？	従来より、市では避難者へ提供するための備蓄品について、3日分の量を確保してまいりました。引き続きこの方針で備蓄を進めてまいりますが、その物品の選定、適切な量等につきましては、過去の震災等の教訓を参考にまいります。
48	第2部第10章 水・食料・生活必需品の確保	水と食料の3日分の備蓄を市民に呼びかけ、市もそれなりの準備をしているとは思いますが、いざ大きな地震が起きたときは、3日分だけでは不足だということではないか、と思います。 しかし、2週間分の食糧備蓄は、何回かトライしてみましたが、普通の食糧備蓄では、とても家の中で置ききれぬ量ではありません。 具体的に市民に呼びかける食糧などの種類と備蓄量を明らかにしていただければ、と思います。また、高齢化が進み、水と食料以外にいつも飲んでる薬についてもある程度の備蓄が、いざというときは必要であることを市民に情報提供すべきだと考えます。	市民が有効な備蓄を進めることができるよう、一般的と思われる備蓄品を例示するなど、広報ふちゅうや今後作成予定の防災ハンドブックにより、市民の方に有用な情報の提供に努めてまいります。
49	第2部第10章 水・食料・生活必需品の確保	府中市の現在の備蓄状況が資料中にあるが、不十分である。これからどのような計画で備蓄を進めるのか？ 学校備蓄は、児童、生徒優先はあるのか？	備蓄については、備蓄品の保管、管理等にかかる経費等を考えると、市で膨大な量を確保することには一定の限界があると考えます。そのため、現在、市内の事業所様等との間で、災害時に物資提供の応援協力を得る連携を構築しております。これは、平常時は市場に供給されている物資を災害時に優先供給を受ける、いわゆる流通備蓄方式であり、今後もこの方針で、備蓄環境の充実を図っていくものと考えております。 なお市の主な備蓄品は、避難所となる学校施設において保管しておりますが、その中で、児童・生徒に優先供給する備蓄品を確保しているところです。
50	第2部第12章 市民の生活の早期再開	罹災証明等各種証明書等の発行の際、本人確認をする方法を考えておくべきでは？被災地で被災者に押捺を求める不思議な事例があった。	平成28年1月から利用が開始される番号制度の活用を含め、効率的な運用について国や東京都と連携し研究を進めてまいります。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
51	風水害編	大震災に比較すれば 被害は甚大ではないと思はれますが、想定される特異気象現象(非常に激しい台風、豪雨等)の心配についての記述が充分ではありません。具体的な(例えば、伊勢湾台風、室戸台風や狩野川豪雨の様な状況下で想定される)被害の想定と、その出現確率の説明が望まれます。	来年度以降、「東京都地域防災計画」(風水害編)の見直しが予定されています。「府中市地域防災計画」においても、広域連携体制を確保するため、その見直しに準じた修正を予定しており、その中で、ご意見の反映について検討してまいります。
52	風水害編	豪雨(特に局地的豪雨)の場合の、小河川、暗渠、排水溝、下水道等の溢水・氾濫危険個所の提示が必要と思はれます。過去~40年間に市街地化が進み 市内各地で細小河川、農業用水路、放水溝が暗渠化されていますが集中豪雨時にも問題が生じないと確認はされているでしょうか。	過去の浸水履歴について、豪雨時等の機会を捉え情報を収集しており、今後においても、引き続き危険個所等の把握に努めてまいります。
53	東海地震事前対策編	この法律が施行されてからすでに数十年が過ぎました。この間の地震学の進歩により、その予知が当時期待されたよりも困難なことが判明しております。即ち、期待された予測のシナリオのように進行しない可能性が大きいことが知られています。予知と準備態勢がシナリオの様に進行しない可能性にも触れる必要はないでしょうか(法律があるためこのような付記は困難かもしれませんが。)	国や東京都との整合を図ったうえ、適切な表現の記載に努めてまいります。
54	資料編	重要なデータが記載されており非常に有益です。避難所等の収容可能人数の上限があり、緊急時にどのように調整がされるかの説明がありません。特に広域避難所(東京都管理)の場合、非常に多数の避難者の調整・誘導・指揮についての具体的説明がなく、現場での混乱が心配されます。追加的な記述が望まれます。府中市民にとって、市の管理する避難所と都の管理する広域避難所との位置づけの差異の認識は必要ですか？避難者にとってのその差異が充分に理解できません。避難所・広域避難所の多くは(あるいは一部は)夜間には施錠・閉門されています。緊急時にどの組織の職員がタイムリーに開門されるのか不明で、市民として不安を感じます。確認と記述が望まれます。	避難所への避難者の収容については、実際の被災状況に応じ、災害対策本部における判断で誘導させていただきます。また避難者の避難行動については、第2部第9章にその記載がございます。ご意見のとおり、市民の身の安全を守ることが避難場所の目的であるため、この目的の達成のため、必要な情報のご提供に努めてまいりたいと考えます。なお学校施設を活用する「一次避難所」については、「避難所管理運営マニュアル」を各施設において作成し、管理運営体制を整備していきます。施錠・閉門されている広域避難場所については、原則、市職員等による誘導に基づき避難する場所であるため、各施設管理者との平常時からの連携の中で、迅速な開放を実施できるよう対応いたします。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
55	(全体)	各計画の達成目標が掲げられていますが、具体的にどれだけ実行されるのかの見通が不明瞭です。新年度の計画を述べるに先立って本年度に計画がどれだけ達成されたかの記述が無いので現実味に欠けます。	ご指摘のとおり、目標に対する達成度を明らかにすること、すなわちPDCAサイクルの構築は、計画的に対策を講じ、その改善を図るうえで重要です。今後、「府中市地域防災計画」の方針に沿ったマニュアル等を整備・精査していく過程において、その達成度の確認を行い、本市防災体制の改善に努めてまいりたいと考えます。
56	(全体)	この計画が確定後、下位計画等が作成されるのであろうが、同じ府中市内であっても、被害状況が異なると想定されている為、地域特性・地域の課題を生かした地域毎の優先順位が具体的な計画等に必要ではないだろうか。	「府中市地域防災計画」は、総合的な防災対策の方針を示すものとして策定しております。ご指摘の各地域特性の反映については、今後の下位計画の精査の過程において、より具体的な体制の整備を進めてまいりたいと考えます。
57	(全体)	<p>読みやすくするため、次のような対応が望まれます。</p> <p>計画案として関連事項を網羅しており総ページ数が多く通読するに時間を要します。震災編、風水害編、東海地震編、資料編の最初にカラーページを挿入する等の工夫が望まれます。</p> <p>計画の基本的理念、基本計画、緊急時対応策などの各項目の切り分けが不十分なことも読みにくい理由の一つです。各事項を複数のページにまたがらぬ様(1ページにまとめる)な工夫が望まれます。</p> <p>本文と引用資料部分を整理する様お願いします。本文下欄に引用資料・関連章・節のページを示すだけでも読みやすくなります。</p> <p>基本的な部分と緊急対応部分が併記されているため読み難くなっております。特に市民にとって重要な緊急対応部分が一目瞭然になるようレイアウトの工夫(例えば赤字で書く、該当部分を赤線で囲むなど)が望まれます。</p> <p>地方自治体(府中市)や関連組織の管理職・担当職員が理解しておくべき計画案・指針としての役割があるため、分厚い資料になることは当然ですが、一般市民が通読し理解することは困難です。多くの市民が必ず理解しておくべき緊急時対応などの重要条項を抜き書きしすべての家庭に配布し周知徹底を図る必要があります(今後の課題として)。</p>	<p>ご意見を踏まえ、最終的な製本時にカラーページを挿入いたします。</p> <p>より読みやすさを追求し、レイアウト、内容の整理、カラーページの活用など対応いたします。</p> <p>「府中市地域防災計画」は、総合的な防災対策の方針を示すものです。今後、この方針をより分かりやすく市民の皆様へご周知させていただくため、「防災ハンドブック」など、具体的な対応をイメージしていただきやすい資料の作成を予定しております。</p>

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
58	(全体)	大震災ほどの深刻な問題ではないと思いますが、富士山の噴火等の場合の想定は不要でしょうか？	国や東京都の動向を踏まえ、今後の検討といたします。
59	(全体)	国や都の計画に沿った防災計画だとすれば、どこが独自プランなのか、を明示していただくことに意味がある、と考えます。	想定される地震の被害に対処するには、市単独での対応には難があるため、広域連携を趣旨とし、「府中市地域防災計画」は国や都の計画に準じた計画としております。しかしながら、ご指摘のとおり独自プランの明示も必要かと思しますので、今後作成を予定している防災ハンドブック等で、より分かりやすい表現で、府中市の取り組みについて市民周知させていただきます。
60	(全体)	この府中市地域防災計画(案)は、本体・資料合わせて300ページを越す膨大なもの、市施設で閲覧、ホームページ上に掲載されているとはいえ、この量を入念に読むには、有料であっても申し出のあった市民への資料提供が欲しかった。	ご指摘の内容について、今後の本計画の修正時には改善できるよう努めてまいります。
61	(全体)	他市においては地域防災計画(案)へのパブリックコメント募集時に合わせて、市民への説明会を複数回行っている。府中市においても丁寧な説明、より多くの市民の意見を取り込む為に説明会を行うべきではなかったか。全てが決まってから、説明会をしては民意の反映が十分とはいえない。	民意の反映については、平常時におけるお問い合わせ、このパブリックコメント手続によるご意見等を十分に考慮することで、対応してまいります。 なお今後につきましては、本計画についてご理解を深めていただくと同時に、次回以降の修正に活かすべく、防災知識講座等の機会を捉え、適切なお説明の場を設けたいと考えております。
62	(全体)	この計画では、PDCサイクル(プラン・ドゥー・チェック)にもとづく検証評価は行われていません。大地震発生の都度、国の計画、東京都の計画が見直されてきており、今回も東日本大震災による計画変更が主になっていると思いますが、府中市がこれまでの計画に基づいて行ってきたこと、今後も継続していくことの評価もあった上で、新しい防災計画があるべきではないか、と考えます。 そのために積極的な担当職員の明確化と、業務の推進体制の明確化をお願いします。	ご指摘のとおり、これまでの取り組みに対する評価を行い次の計画に反映させること、すなわちPDCAサイクルの構築は、計画的に対策を講じ、その改善を図るうえで重要です。今後、「府中市地域防災計画」の方針に沿ったマニュアル等を整備・精査していく過程において、担当職員及び業務の推進体制の明確化を行い、本市防災体制の改善に努めてまいりたいと考えます。

	部・章	意見の概要(原文のまま記載)	市の考え方
63	(全体)	国、都の方針、予算に関わる部分がおおきいのはわかるが、府中市の地域特性を反映した財政方針が必要ではないか。	防災に係る独自の施策については、財政状況により、可能な対応について検討してまいりたいと思います。
64	(全体)	武蔵野市では、「武蔵野市大規模災害被災地支援に関する条例」が定められているが、府中市では同様の条例を定め、広く支援活動をすることを目指す方向性はないか？	本市における被災地支援に係る対応といたしましては、災害時応援協定を締結し、平常時の交流を活用した適切な支援をという方針で進めてまいりました。 今後につきましては、基本的にはこの方針で各市との連携を強化してまいりますが、ご指摘の内容も十分に検討させていただき、大規模災害時における広域連携体制の構築に努めてまいります。